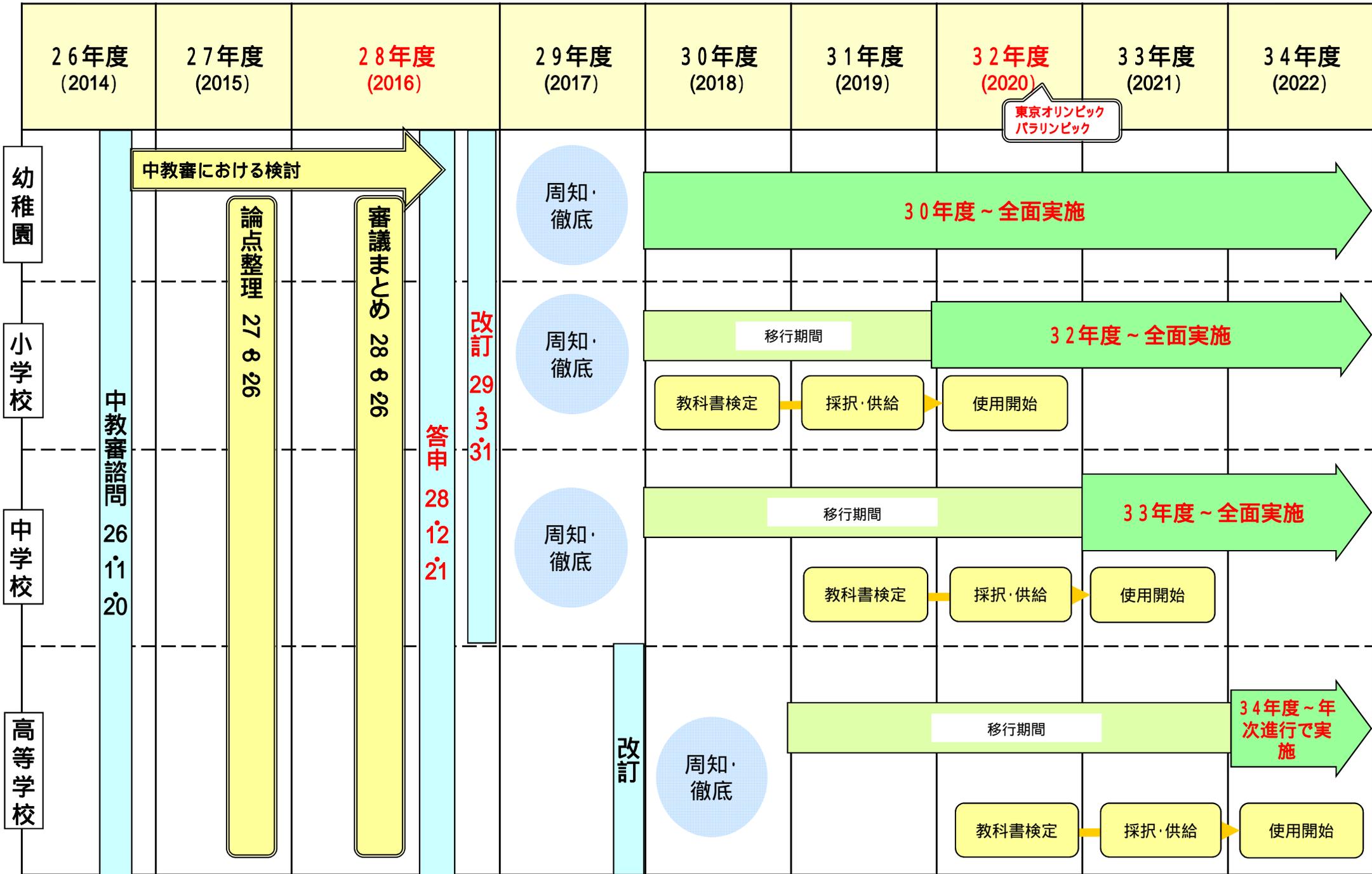


学習指導要領について

平成29年4月

初等中等教育局 教育課程課

今後の学習指導要領改訂に関するスケジュール（現時点の進捗を元にしたイメージ）



東京オリンピック
パラリンピック

幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント

1. 今回の改訂の基本的な考え方

教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。

知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。

先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成。

2. 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

「何ができるようになるか」を明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等を、知識及び技能、思考力、判断力、表現力等、学びに向かう力、人間性等の3つの柱で再整理。

(例) 中学校理科： 生物の体のつくりと働き、生命の連続性などについて理解させるととも（生命領域）に、観察、実験など科学的に探究する活動を通して、生物の多様性に気付くとともに規則性を見いだしたり表現したりする力を養い、科学的に探究する態度や生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養う。

我が国の教育実践の蓄積に基づく授業改善

我が国のこれまでの教育実践の蓄積に基づく授業改善の活性化により、子供たちの知識の理解の質の向上を図り、これからの時代に求められる資質・能力を育てていくことが重要。

小・中学校においては、これまでと全く異なる指導方法を導入しなければならないと浮足立つ必要はなく、これまでの教育実践の蓄積を若手教員にもしっかり引き継ぎつつ、授業を工夫・改善する必要。

〔語彙を表現に生かす、社会について資料に基づき考える、日常生活の文脈で数学を活用する、観察・実験を通じて科学的に根拠をもって思考する など〕

教員が授業準備などを行う時間を確保するために、16年ぶりの義務標準法改正による計画的な教職員定数の改善などの条件整備や運動部活動ガイドラインの策定による業務改善などを一層推進。

既に行われている優れた教育実践の教材、指導案などを集約・共有化し、各種研修や授業研究、授業準備での活用のために提供するなど支援の充実。

3. 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要。また、「主体的・対話的で深い学び」の充実には単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要。

そのため、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立。

4. 教育内容の主な改善事項

言語能力の確実な育成

- ・発達の段階に応じた、語彙の確実な習得、意見と根拠、具体と抽象を押さえて考えるなど情報を正確に理解し適切に表現する力の育成(小中:国語)
- ・学習の基盤としての各教科等における言語活動(実験レポートの作成、立場や根拠を明確にして議論することなど)の充実(小中:総則、各教科等)

理数教育の充実

- ・前回改訂において2～3割程度授業時数を増加し充実させた内容を今回も維持した上で、日常生活等から問題を見いだす活動(小:算数、中:数学)や見通しをもった観察・実験(小中:理科)などの充実によりさらに学習の質を向上
- ・必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育の充実(小:算数、中:数学)、自然災害に関する内容の充実(小中:理科)

伝統や文化に関する教育の充実

- ・正月、わらべうたや伝統的な遊びなど我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむこと(幼稚園)
- ・古典など我が国の言語文化(小中:国語)、県内の主な文化財や年中行事の理解(小:社会)、我が国や郷土の音楽、和楽器(小中:音楽)、武道(中:保健体育)、和食や和服(小:家庭、中:技術・家庭)などの指導の充実

道徳教育の充実

- ・先行する道徳の特別教科化(小:平成30年4月、中:平成31年4月)による、道徳的価値を自分事として理解し、多面的・多角的に深く考えたり、議論したりする道徳教育の充実

体験活動の充実

- ・生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するための体験活動の充実(小中:総則)、自然の中での集団宿泊体験活動や職場体験の重視(小中:特別活動等)

外国語教育の充実

- ・小学校において、中学年で「外国語活動」を、高学年で「外国語科」を導入
小学校の外国語教育の充実にあたっては、新教材の整備、研修、外部人材の活用などの条件整備を行い支援
- ・小・中・高等学校一貫した学びを重視し、外国語能力の向上を図る目標を設定するとともに、国語教育との連携を図り日本語の特徴やよさに気付く指導の充実

その他の重要事項

幼稚園教育要領

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化
(「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」)

初等中等教育の一貫した学びの充実

- ・小学校入学当初における生活科を中心とした「スタートカリキュラム」の充実(小:総則、各教科等)
- ・幼小、小中、中高といった学校段階間の円滑な接続や教科等横断的な学習の重視(小中:総則、各教科等)

主権者教育、消費者教育、防災・安全教育などの充実

- ・市区町村による公共施設の整備や租税の役割の理解(小:社会)、国民としての政治への関わり方について自分の考えをまとめる(小:社会)、民主政治の推進と公正な世論の形成や国民の政治参加との関連についての考察(中:社会)、主体的な学級活動、児童会・生徒会活動(小中:特別活動)
- ・少子高齢社会における社会保障の意義、仕事と生活の調和と労働保護立法、情報化による産業等の構造的な変化、起業、国連における持続可能な開発のための取組(中:社会)
- ・売買契約の基礎(小:家庭)、計画的な金銭管理や消費者被害への対応(中:技術・家庭)
- ・都道府県や自衛隊等国の機関による災害対応(小:社会)、自然災害に関する内容(小中:理科)
- ・オリンピック・パラリンピックの開催を手掛かりにした戦後の我が国の展開についての理解(小:社会)、オリンピック・パラリンピックに関連したフェアなプレイを大切にするなどスポーツの意義の理解(小:体育、中:保健体育)、障害者理解・心のバリアフリーのための交流(小中:総則、道徳、特別活動)
- ・海洋に囲まれ多数の島からなる我が国の国土に関する指導の充実(小中:社会)

情報活用能力(プログラミング教育を含む)

- ・コンピュータ等を活用した学習活動の充実(各教科等)
- ・コンピュータでの文字入力等の習得、プログラミング的思考の育成(小:総則、各教科等(算数、理科、総合的な学習の時間など))

部活動

- ・教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連の留意、社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制(中:総則)

子供たちの発達の支援(障害に応じた指導、日本語の能力等に応じた指導、不登校等)

- ・学級経営や生徒指導、キャリア教育の充実について、小学校段階から明記。(小中:総則、特別活動)
- ・特別支援学級や通級による指導における個別の指導計画等の全員作成、各教科等における学習上の困難に応じた指導の工夫(小中:総則、各教科等)
- ・日本語の習得に困難のある児童生徒や不登校の児童生徒への教育課程(小中:総則)、夜間その他の特別の時間に授業を行う課程について規定(中:総則)

小学校の標準授業時数について

〔 改 訂 案 〕

〔 現 行 〕

	1学 年	2学 年	3学 年	4学 年	5学 年	6学 年	計
国語	306	315	245	245	175	175	1461
社会	-	-	70	90	100	105	365
算数	136	175	175	175	175	175	1011
理科	-	-	90	105	105	105	405
生活	102	105	-	-	-	-	207
音楽	68	70	60	60	50	50	358
図画 工作	68	70	60	60	50	50	358
家庭	-	-	-	-	60	55	115
体育	102	105	105	105	90	90	597
特別の 教科 である 道徳	34	35	35	35	35	35	209
特別 活動	34	35	35	35	35	35	209
総合的 な学習 の時間	-	-	70	70	70	70	280
外国語 活動	-	-	<u>35</u>	<u>35</u>	-	-	<u>70</u>
<u>外国語</u>	-	-	-	-	<u>70</u>	<u>70</u>	<u>140</u>
合計	850	910	<u>980</u>	<u>1015</u>	<u>1015</u>	<u>1015</u>	<u>5785</u>

	1学 年	2学 年	3学 年	4学 年	5学 年	6学 年	計
国語	306	315	245	245	175	175	1461
社会	-	-	70	90	100	105	365
算数	136	175	175	175	175	175	1011
理科	-	-	90	105	105	105	405
生活	102	105	-	-	-	-	207
音楽	68	70	60	60	50	50	358
図画 工作	68	70	60	60	50	50	358
家庭	-	-	-	-	60	55	115
体育	102	105	105	105	90	90	597
道徳	34	35	35	35	35	35	209
特別 活動	34	35	35	35	35	35	209
総合的 な学習 の時間	-	-	70	70	70	70	280
外国語 活動	-	-	-	-	35	35	70
合計	850	910	945	980	980	980	5645

この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。
各教科の授業について、年間35単位時間を超える部分について、15分程度の短い時間を単位とするなど、柔軟な時間割を編成して実施することができる。

「特別の教科である道徳」への名称変更をのぞき、
教科等毎の名称や標準授業時数に変更はない。

中学校の標準授業時数について

〔 改 訂 案 〕

〔 現 行 〕

	1学 年	2学 年	3学 年	計
国語	140	140	105	385
社会	105	105	140	350
数学	140	105	140	385
理科	105	140	140	385
音楽	45	35	35	115
美術	45	35	35	115
保健体育	105	105	105	315
技術・家庭	70	70	35	175
外国語	140	140	140	420
特別の教科 である道徳	35	35	35	105
特別活動	35	35	35	105
総合的な 学習の時間	50	70	70	190
合計	1015	1015	1015	3045

	1学 年	2学 年	3学 年	計
国語	140	140	105	385
社会	105	105	140	350
数学	140	105	140	385
理科	105	140	140	385
音楽	45	35	35	115
美術	45	35	35	115
保健体育	105	105	105	315
技術・家庭	70	70	35	175
外国語	140	140	140	420
道徳	35	35	35	105
特別活動	35	35	35	105
総合的な 学習の時間	50	70	70	190
合計	1015	1015	1015	3045

この表の授業時数の1単位時間は、50分とする。
各教科の授業について、年間35単位時間を超える部分について、15分程度の短い時間を単位とするなど、柔軟な時間割を編成して実施することができる。

新しい幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領の公示について
〔文部科学大臣談話〕

平成29年3月31日

本日3月31日、新しい幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領を公示するとともに、学校教育法施行規則の一部改正省令を公布しました。

新しい学習指導要領等は、平成26年11月の中央教育審議会への諮問以来、我が国の英知を結集した議論を経て、本日公示に至ったものです。

今回の改訂は「ゆとり」か「詰め込み」かという議論を乗り越えた、平成20年改訂の学習指導要領等の考え方を引き継ぎ、子供たちの知識の理解の質を高め、AI(人工知能)の進化など急速に変化し予測不可能な未来社会において自立的に生き、社会の形成に参画する力を育てることを目指しています。

もとより我が国の学校教育はこのような「生きる力」を育むための蓄積を有しており、今回の改訂を踏まえ、浮足立つことなく、これまでの蓄積を踏まえた授業改善の取り組みを進めていただきたいと思います。

この新しい学習指導要領等は、幼稚園は平成30年度から、小学校では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される平成32年度から、中学校は平成33年度から実施され、その10年後の2030年頃までの間、学校における子供たちの学びを支えるものとなります。そのため、保護者や地域の方々をはじめ多くの国民の皆様の期待や関心は極めて高く、今回の改訂の理念や内容をしっかりと共有していくことが重要だと考えています。

文部科学省としても、各学校や地域において地に足の付いた授業改善が進むよう、教職員の定数改善と業務適正化の推進、教科書など教材の改善充実、全国の優れた教育実践の収集・共有、研修体制の整備など一つ一つの施策にしっかりと取り組んでまいります。

なお、特に授業時数が増加する小学校において、平成30年度から平成31年度の移行措置期間や平成32年度の全面実施以降において授業時数を確保するために更にもどのような工夫が必要かについては、パブリック・コメントで寄せられた御意見や教員の勤務実態などをしっかりと踏まえて別途検討してまいります。

今後とも、国民の皆様におかれては、学校教育への御理解と御支援をいただけますようお願い申し上げます。